

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年11月29日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内 容		
1	発生時期・場所	令和元年9月7日 午後1時31分頃 高山市荘川町惣則399番地6先（国道158号）		
	事故の概要	三差路の交差点においてUターンしようとした救急車と右折車線を後方から直進してきた車両との接触事故		
	相手方	[Redacted]		
	事故の種類	人 身	物 損 (左リアドア等)	
	被害総額・市の過失割合	—	634,047円・100分の90	
	賠償金	—	570,642円	
	内 訳	保険金	—	570,642円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和元年11月8日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	令和元年10月24日 午前11時05分頃 高山市丹生川町小野126番地7先（国道158号）		
	事故の概要	公用車荷台に積載した排水管の対向車線側はみ出しによる走行中の車両破損事故		
	相手方	[Redacted]		
	事故の種類	人 身	物 損 (右サイドミラー)	
	被害総額・市の過失割合	—	25,300円・100分の100	
	賠償金	—	25,300円	
	内 訳	保険金	—	25,300円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和元年11月18日 地方自治法第180条第1項			

No.	項目	内容		
3	発生時期・場所	令和元年10月28日 午後2時30分頃 高山市片野町5丁目510番地2先（市道江名子片野線）		
	事故の概要	剥離していた滑り止め用薄層舗装による走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（フロントバンパー）	
	被害総額・市の過失割合	—	49,910円・100分の100	
	賠償金	—	49,910円	
	内訳	保険金	—	49,910円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和元年11月20日 地方自治法第180条第1項			